

横浜市乳幼児一時預かり事業 障害のあるお子様の受け入れについて

乳幼児一時預かり事業では、障害のあるお子様をお預かりする際に、通常よりも施設側の保育者を増やして保育を行うことができる制度があります。
※お子様の障害の等級に応じて、対応する保育者の人数が異なります。

【必要書類】

身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、障害児通所受給者証
※年度または有効期限ごとに提出が必要です。詳細はお問い合わせください。

【留意事項、その他】

- ・申出の際には、お子様の日頃のご様子等について、お話を伺います。安全に保育を実施するためですので、ご理解いただき、施設へご相談ください。
 - ・施設では、制度に基づく保育者の増員を行った場合においても、安全に保育を実施することが難しいと判断する場合には、お子様の預かりをお断りする場合があります。
 - ・申出にあたり、提出いただいた書類や情報については、こども青少年局子育て支援課に提出します。
- 個人情報保護法及び条例の規定に基づき適正に管理し、本事業の目的以外においては使用しません。